

## 【イギリス】量刑法典の制定

海外立法情報課 芦田 淳

\* 2020年10月、量刑法典を定める法律が制定された。同法典は、大きく区分すると、量刑に係る手続について定める部分と個別の量刑について定める部分から構成される。

### 1 制定の背景

2020年10月22日、既存の量刑に関する規定を整理・統合して量刑法典を定める2020年量刑法<sup>1</sup>（以下「2020年法」）が制定された。この背景には、従来、量刑に関して合計1,300ページを超える複雑な関係法が存在しており、裁判官が法律を特定して適用するのを困難にするとともに、誤りをもたらす一因になっていたことが挙げられる<sup>2</sup>。例えば、2012年、控訴院（刑事部）の無作為に抽出した262件の事件を分析したところ、36%で法律に適合しない（unlawful）量刑が行われていたとされる<sup>3</sup>。そこで、関係法を統合して分量を減らすことで、より明確なものとし、誤りのリスクを減らすとともに量刑手続の効率化を図ることが目指された。大法官<sup>4</sup>であるR.バックランド（Robert Buckland）も、新たな量刑法典は、必要な明確さを提供し、誤りを減らし、法律が正しく適用されているという信頼を回復することに役立つと述べている。

### 2 2020年法の概要

2020年法は、全14部420か条附則29編から成る。関係法を整理・統合するものとはいえ、同法は、600ページを超える分量となっている<sup>5</sup>。14部に分かれた本則のうち、中心となるのは、第2部から第13部までの量刑法典である。そのほか、第1部は量刑法典の適用等に関する規定、第14部は量刑法典により授権された規則制定権等に関する補足規定である。施行日は、原則として、2020年12月1日である<sup>6</sup>。

量刑法典は、量刑の際に裁判所が依拠する全ての手続法を含んでおり、より論理的な順序で、かつ、平易な用語で当該法を提示するものである<sup>7</sup>。

なお、量刑法典は、新たな実体法を導入したり、犯罪に対する刑罰の上限及び下限を変更したりするものではない。これは、2020年6月8日に制定された2020年量刑（統合前の改正）法<sup>8</sup>と平仄（ひょうそく）を合わせたものである。同法によれば、量刑法典の施行後、有罪とさ

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年12月3日である。

<sup>1</sup> Sentencing Act 2020 c.17. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2020/17/contents>>

<sup>2</sup> 以下、本段落の記述は、異なる注記がない限り、Ministry of Justice, “Sentencing Code granted Royal Assent,” 22 October 2020. GOV.UK Website <<https://www.gov.uk/government/news/sentencing-code-granted-royal-assent>> に基づく。

<sup>3</sup> Claire Brader, *Sentencing Bill [HL]: Briefing for Lords Stages*, 17 June 2020, p.3. House of Lords Library Website <<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/LLN-2020-0084/LLN-2020-0084.pdf>>

<sup>4</sup> 大法官は、近年まで①内閣の閣僚である大臣としての役割、②最高裁判所としての貴族院の首席裁判官、③議会としての貴族院の議長を兼務する地位にあったが、現在は司法省を管轄する大臣としての地位に縮小されている。戒能通弘・竹村和也『イギリス法入門—歴史、社会、法思想から見る—』法律文化社、2018、pp.168-171。

<sup>5</sup> ページ数については、The Stationery Office 刊行版 <[https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2020/17/pdfs/ukpga\\_20200017\\_en.pdf](https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2020/17/pdfs/ukpga_20200017_en.pdf)> に基づく。

<sup>6</sup> The Sentencing Act 2020 (Commencement No.1) Regulations 2020 (S.I. 2020/1236). <<https://www.legislation.gov.uk/uksi/2020/1236/contents/made>> に基づく。

<sup>7</sup> 以下、本段落及び次段落の記述も、Ministry of Justice, *op.cit.*(2). に基づく。

<sup>8</sup> Sentencing (Pre-consolidation Amendments) Act 2020 c.9. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2020/9/contents>>

れた犯罪者は、犯罪がいつ行われたかに関係なく、最新の法律に従って量刑されるものとされている。

### 3 量刑法典の骨子

#### (1) 量刑前に行使可能な権限（第2部）

有罪決定後の犯罪者の行為等に配慮した量刑の延期を始めとした、量刑に先立ち裁判所が行使できる権限について定めている。

#### (2) 量刑手続（第3部・第4部）

第3部は、量刑手続に関して、裁判所が犯罪者に対して最適な処遇を決定できるよう支援するための量刑前調査報告書等の提出手続、裁判所が公開の法廷で量刑の理由を明らかにする義務等について定めている。第4部は、量刑の目的や指針について定めている。

#### (3) 絶対的・条件付免責（第5部）

絶対的免責及び条件付免責のそれぞれについて定めている。有罪を宣告される場合に、最も軽い量刑が絶対的免責又は条件付免責とされる<sup>9</sup>。

#### (4) 行為に関する命令（第6部）

18歳未満の犯罪者に対する付託命令（Referral order）、補償命令等について定めている。付託命令とは、犯罪者のために設置された青少年犯罪者委員会（youth offender panel）の会議に出席し、当該委員会と犯罪者の間で合意した行動プログラムに従うことを求める命令である。

#### (5) 金銭命令及び財産に関する命令（第7部）

賠償命令（犯罪による損害に対する補償、犯罪による死亡に対する葬儀費用等を求める命令）、弁償命令（盗品の返還又は対価支払等を求める命令）等について定めている。

#### (6) 資格の剥奪（第8部）

危険運転による運転免許剥奪、2006年動物福祉法<sup>10</sup>に定める犯罪による動物の所有権剥奪等について定めている。

#### (7) 社会内刑（Community sentences）（第9部）

18歳未満の犯罪者に対して担当官による監督指導を始めとした条件を課す青少年更生命令、成人の犯罪者に対して無償労働を始めとした条件を課す社会内命令（Community order）等について定めている。

#### (8) 拘禁刑（第10部）

拘禁刑について、18歳未満の犯罪者・21歳未満の犯罪者・21歳以上の犯罪者に区分して規定するほか、執行猶予、特定の犯罪に対する刑の下限、終身刑等に関する規定を置いている。

#### (9) 行動命令（第11部）

犯罪行動禁止命令、性的被害予防命令、（保護者に対する）養育命令といった、一定の行動を禁止するか、又は義務付ける命令について定めている。

#### (10) 一般規定（第12部・第13部）

第12部は量刑に関する雑則、第13部は解釈規定について、それぞれ規定を置いている。

<sup>9</sup> Andrew Ashworth（奥村正雄・山田慧訳）「同志社法学会講演会〈基調講演〉イギリスにおける量刑の諸問題」『同志社法学』71(7), 2020.3, p.216. <[https://doshisha.repo.nii.ac.jp/?action=repository\\_uri&item\\_id=27324&file\\_id=28&file\\_no=1](https://doshisha.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=27324&file_id=28&file_no=1)> 量刑は、絶対的免責及び条件付免責に続いて、罰金刑、社会内命令の順に重くなり、最も重いものが拘禁刑とされる。量刑法典も、この順序に従った配列となっている。

<sup>10</sup> Animal Welfare Act 2006 c.45. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/45/contents>>